

# 青森県報

第千八十五号

令和八年  
七月一日  
(水曜日)

出先機関

○液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………(青森空港) ……四  
 (管理事務所) ……三  
 ○粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札……………( 同 ) ……六

## 告 示

### 青森県告示第百九十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から令和八年七月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

## 目 次

- 道路の区域の変更……………(道路課) ……一
- 道路の供用の開始……………( 同 ) ……二
- 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………(財務指導課) ……二

## 公 告

- 肥料登録の有効期間の更新……………(農産園芸課) ……三
- 林業用種苗生産事業者の登録……………(林政課) ……四

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員		敷地の延長		備考
			前	後		前	後	前	後	
1	県道	五所川原岩木線	弘前市大字中別所字葛野五五の三から弘前市大字宮館字宮館沢七の二まで		前	後	前	後		
2	県道	十和田三戸線	三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢四七の一から三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢坂ノ下二七の一まで		前	後	前	後		

青森県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年七月三十一日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年七月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道五所川原岩木線	弘前市大字中別所字葛野五五の三から弘前市大字宮館字宮館沢七の二まで	令和八・七一

青森県告示第百九十二号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約款の一部を改正する契約款を次のとおり定める。

令和八年七月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県建設工事請負標準契約款の一部を改正する契約款

青森県建設工事請負標準契約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工について、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者

の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第3条（B）中「請負代金内訳書」の次に「（以下「内訳書」という。）」を加える。

第3条の次に次の1項を加える。

（適正な労務費の確保等）

第3条の2（A） 発注者及び受注者は、内訳書に労務費が明示される場合においては、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、内訳書に労務費が明示される場合においては、当該内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとする。

(3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

ア 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

イ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。

ウ 下請負人が、再下請負人との間で、この条に定める事項に準じた内容を含む契約を締結すること。

エ 受注者からの求めに応じて、ア及びイの支払並びにウの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

(3) 前項第3号の契約を締結したことに係る書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出

するものとする。

第3条の2 (B) 発注者及び受注者は、内訳書に労務費が明示される場合において、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、内訳書に労務費が明示される場合においては、当該内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

(1) 前項第1号の支払に関する書面

(2) 前項第2号の支払に関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

第23条に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条 (A) に次の1項を加える。

2 発注者は、前項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第24条 (B) 中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘

案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

第25条に次の1項を加える。

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し、十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第55条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと若しくは第56条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この契約約款は、告示の日から施行する。

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和八年六月二十三日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の 規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
青森県第 三二六四号	加工家きん ふん肥料	発酵鶏ふん	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 二・〇	公定規格 のとおり	株式会社あす なろファーム 八戸市大字大 久保字町畑西 ノ平一五〇八

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次とおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和八年七月一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	年月日	生産事業者	生産事業の内容	事業所
二九 令和 八・六・二四	隆	氏名又は 名称	種	事
		住	穂	業
		所	苗	所
		種	木	在
		名	成	地
		称	育	
		所	木	
		在	成	
		地	の	
			外	
			苗	
			圃	
			中	
			野	
			渡	
			苗	
			十	
			和	
			田	
			市	
			大	
			字	
			三	
			本	
			木	

出 先 機 関

液状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和八年七月一日

青森空港管理事務所長 柴 田 金 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

液状凍結防止剤 三百キロリットル程度

二 納入期間

令和八年十一月一日から令和九年三月三十一日まで

三 納入場所

青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、令和八年七月二十一日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。  
 (三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 提出場所

青森市大字大谷字小谷一の五  
 青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

4 提出部数 各一部(当該申請書等については、入札説明書による。)

六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

2 入札の日時及び場所

(一) 日時

令和八年八月十九日 午後二時三十分

(二) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。(入札書の提出先、到着

期限、提出方法の詳細については入札説明書による。)

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一キロリットル当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

300K1

Liquid anti-icing agents for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2026 through March 31,

2027

3 Time limit for tender:

2:30 P.M. August 19, 2026

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

## 粒状凍結防止剤供給単価契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和八年七月一日

青森空港管理事務所長 柴 田 金 吾

## 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する品質及び規格等は、入札説明書による。

粒状凍結防止剤 二百九十トン程度

## 二 納入期間

令和八年十一月一日から令和九年三月三十一日まで

## 三 納入場所

青森空港管理事務所

## 四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の二又は令和八年二月十二日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、入札の日までにAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一

月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 入札説明書に基づき、購入物品を十分に供給できる体制が整備されていることを証明できること。

6 購入物品の品質及び規格等が、入札説明書に基づき、各品質及び規格等と合致する製品であることを、証明又は確認できること。

## 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の期限及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、申請書により審査を受けなければならない。

## 2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和八年七月二十一日までに青森空港管理事務所長に提出しなければならない。また、申請書等の内容について説明又は変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、当該申請者に対して書面により別途通知する。

(三) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

## 3 提出場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

## 4 提出部数 各一部（当該申請書等については、入札説明書による。）

## 六 入札手続き等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所

電話 〇一七―七三九―二二二一

2 入札の日時及び場所

(一) 日時

令和八年八月十九日 午後二時三十分

(二) 場所

青森市大字大谷字小谷一の五

青森空港ターミナルビル二階 青森空港管理事務所会議室

(三) 郵便によって入札を行うことができるものとする。(入札書の提出先、到着期限、提出方法の詳細については入札説明書による。)

七 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

入札書記載金額は、一トン当たりの価格とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者

であるかを問わず見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載する。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

290t

Solid de-icing agents for runway

2 Delivery Period:

From November 1, 2026 through March 31, 2027

3 Time limit for tender:

2:30 P.M. August 19, 2026

4 Contact Point for the notice:

Aomori Airport Administration Office

1-5 Kotani Otani

Aomori City, Aomori 030-0155

JAPAN

TEL 017-739-2121

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭